

認定研修施設・研修連携施設 **新規**申請要項

【申請資格】

指定基準 1：日本産科婦人科学会の生殖補助医療実施登録施設である。

指定基準 2：産婦人科専門研修プログラム施設（基幹・連携）、もしくは日本泌尿器科学会専門医教育施設または泌尿器科専門研修プログラム施設（基幹・連携）である。

指定基準 3：ART 実施周期（採卵周期）が申請様式で記載を求める期間、原則として毎年年間 100 周期以上である。

指定基準 4：生殖医療専門医が 1 名以上常勤している。

1. 指定基準 1～4 をすべて満たす施設は、**認定研修施設申請書新規**（様式 1）のみ提出してください。
2. 指定基準 2 のみ満たさない施設、指定基準 3 のみ満たさない施設、指定基準 1 と指定基準 3 のみを共に満たさない施設が、認定研修施設の申請を行う場合は、それぞれを満たす施設を研修連携施設として申請してください。この場合、**認定研修施設申請書を提出する施設が研修連携施設申請書新規**（様式 2）も作成の上、**両申請書を一緒に**提出してください。
＜例 1＞：指定基準 2 のみ満たさない A クリニックは、指定基準 2 を満たす B 総合病院を研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。
＜例 2＞：指定基準 3 のみ満たさない C 大学病院は、指定基準 3 を満たす D クリニックを研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。
＜例 3＞：指定基準 1 と指定基準 3 のみを共に満たさない E 大学病院は、指定基準 1 と指定基準 3 を共に満たす F クリニックを研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。
3. 指定基準 4 の生殖医療専門医の常勤については、フルタイム（8 時間）×週 4 日以上を審査の目安とします。

【申請受付期間】

2026 年 8 月 3 日（月）～ 8 月 31 日（月） **必着**

【申請書提出先】

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17 アイオス永田町 503

一般社団法人日本生殖医学会 生殖医療従事者資格制度委員会

※ 書類提出の際は、封筒表に「**新規・認定研修施設申請書在中**」または「**新規・認定研修施設申請書・研修連携施設申請書在中**」と朱記してください。

※ 送付の際は**簡易書留等、記録付き郵便**（送料は申請者負担）としてください。

【指定手順】

- ◆ 認定研修施設申請書（研修連携施設申請書）提出締切：2026 年 8 月 31 日（月）必着
- ◆ 生殖医療従事者資格制度委員会での審査：2026 年 9 月中旬予定
- ◆ 認定研修施設・研修連携施設決定：2026 年 9 月下旬予定
- ◆ 日本生殖医学会 HP 上に認定研修施設・研修連携施設一覧表を掲載：2026 年 10 月上旬予定
- ◆ 認定研修施設に認定証を送付：2027 年 4 月上旬予定